

川崎市告示第326号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。

令和8年5月27日

川崎市長 福田紀彦

令和7年度 歯科（診療所）の部 廃止

指定番号	廃止 年月日	名称 開設の場所
川-40743	令和8年3月31日	医療法人光和会 アール歯科クリニック武蔵小杉 中原区今井南町4-18 サンロイヤルハイツ103号室